

犬の放し飼いは 犯罪です！

違反した場合、30万円以下の罰金が科されることがあります。
(水戸市動物の愛護及び管理に関する条例)



放すのが一時的であっても放し飼いになります。
放し飼いにより事件事故が起きた場合、飼い主の法的責任が問われます。

犬はつないで、または
囲いの中で飼いましょう。



散歩中に犬を制御できずに、人や犬
が咬まれる事故が多発しています。



散歩中は必ず
引き綱をつけ、
犬を制御できるよう、
引き綱を短く
持ちましょう。

飼い犬が人を咬んでしまったときは、速やかに動物愛護センターに連絡をしてください。(事故届が必要です)

お問い合わせ

水戸市動物愛護センター

水戸市河和田町 999

TEL 029-350-3800

受付時間 火～土曜日 8:30～17:15
(日・月・祝は休み)